

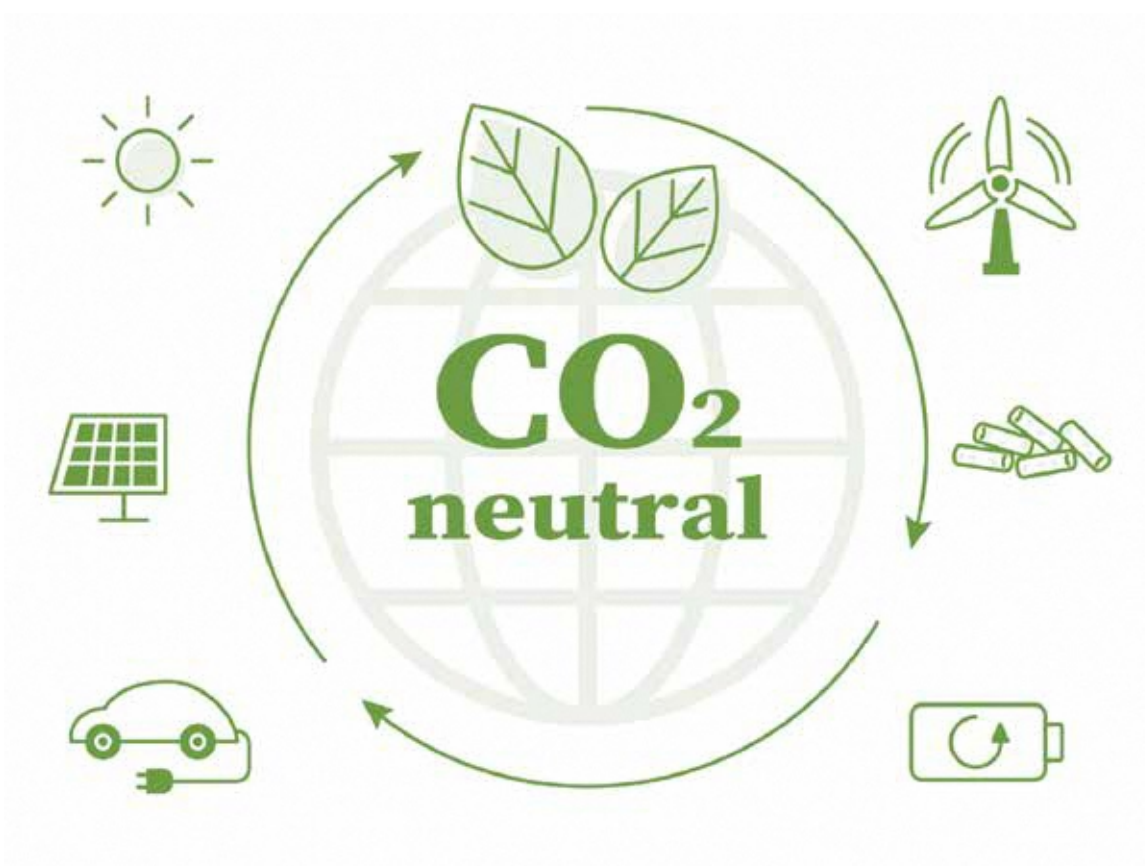
# 令和5年度 練馬区カーボンニュートラル化設備 設置等補助金のご案内

## 始めよう！ 省エネ・再エネ生活



©2011練馬区ねり丸

国や東京都の補助金と併用が可能



練馬区環境課

# 1 補助制度の概要

## 補助制度について

練馬区は、令和4年2月に「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロ、脱炭素社会実現を目指しています。

この補助制度は、区内の既存住宅等に省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備を設置・改修（以下、「設置等」という。）する費用の一部を助成するものです。国や東京都およびその他の団体等の補助金と併用可能です。

申請者や申請基準日など、補助の概要は以下のとおりです。

## 補助の概要

### 補助対象設備

補助対象設備はつぎの7種類です。申請者の区分によって補助対象設備が異なります。詳しくは「補助対象設備の種類と補助上限額」（2ページ参照）をご確認ください。

太陽光発電設備／自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）／家庭用燃料電池システム（エネファーム）／蓄電システム／ビークル・トゥ・ホームシステム（V2H）／LED化改修／改修窓（窓の断熱改修）

### 申請者

自らが居住する区内の住宅に補助対象設備を設置等した場合・・・区民  
自らが事業を営む区内の事業所に補助対象設備を設置等した場合・・・事業者  
自らが管理している区内のマンション等の共用部分に補助対象設備を設置等した場合・・・管理組合

### 申請基準日

補助対象設備の申請基準日がつぎの期間内にあること。

令和5年2月1日（水）から令和6年1月31日（水）まで

補助対象設備ごとの申請基準日は、以下のとおりです。

太陽光発電設備・・・電力会社との電力受給契約に基づく系統連系開始日

※ 専用サイトWeb「購入実績お知らせサービス」に記載の「買取起算日」

LED化改修、改修窓・・・【第4号様式】施工完了届に記入した「施工完了日」

その他の設備・・・保証書等に記載された製品の保証期間の起点となる日

（製品、メーカーによって保証書での表記が異なります。）

### 申請書提出期間

令和5年4月17日（月）から令和6年3月15日（金）まで（郵送の場合は必着）

ただし、予定の予算額に達した場合は、その時点で受付を終了します。この場合、予算額に達した日に受け付けた申請の審査の順番は、抽選により決定します。

### 補助対象経費

この補助金の補助対象経費は、つぎのとおりです。

(1) 補助対象設備の購入費用

(2) 補助対象設備の設置等にかかる工事費用

ただし、以下の費用は補助対象経費に含まれません。

■ 補助対象設備以外の購入費用 ■ 補助対象設備の設置等工事以外の工事費用

■ 補助対象設備の設置等にかかる搬入費用・撤去費用・処分費用

■ 一般管理費 ■ 事務手数料 ■ 諸経費 ■ 消費税および地方消費税

## 補助金額

### ■ 補助対象設備が太陽光発電設備のとき

つぎのいずれか低い額となります（1,000円未満切り捨て）。



- 1 設置等した太陽電池の公称最大出力を合計したキロワット数に50,000円を乗じた額
- 2 補助対象経費から当該設備の設置等に対する東京都およびその他の団体等からの補助金額を差し引いた額
- 3 補助上限額（200,000円）

### ■ 補助対象設備が太陽光発電設備以外のとき

つぎのいずれか低い額となります（1,000円未満切り捨て）。

- 1 補助対象経費から当該設備の設置等に対する国、東京都およびその他の団体等からの補助金額を差し引いた額の2分の1に相当する額
- 2 各補助対象設備ごとに定める補助上限額（以下「補助対象設備の種類と補助上限額」を参照）

## 補助対象設備の種類と補助上限額

補助対象設備の種類	申請者の区分		
	区 民	事業者	管理組合
太陽光発電設備	 200,000円	 200,000円	200,000円
自然冷媒ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)	25,000円	25,000円	(補助対象外)
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	50,000円	50,000円	(補助対象外)
蓄電システム	60,000円	60,000円	200,000円
ビークル・トゥ・ホームシステム (V2H)	100,000円	100,000円	200,000円
LED化改修	(補助対象外)	(補助対象外)	200,000円
改修窓（窓の断熱改修）	120,000円	120,000円	200,000円

※ 太陽光発電設備（区民、事業者）の補助上限額を大幅に増額しました。

## 申請方法

補助対象設備を設置等後、申請に必要な書類（7～10ページを参照）を全て整えて申請先に持参するか郵送で提出してください。

なお、提出時に申請書類の不足や不備がある場合は受付できません。

### 【申請先】

〒176-8501 練馬区豊玉北六丁目12番1号 練馬区役所本庁舎18階  
練馬区 環境部 環境課 地球温暖化対策係 補助金担当

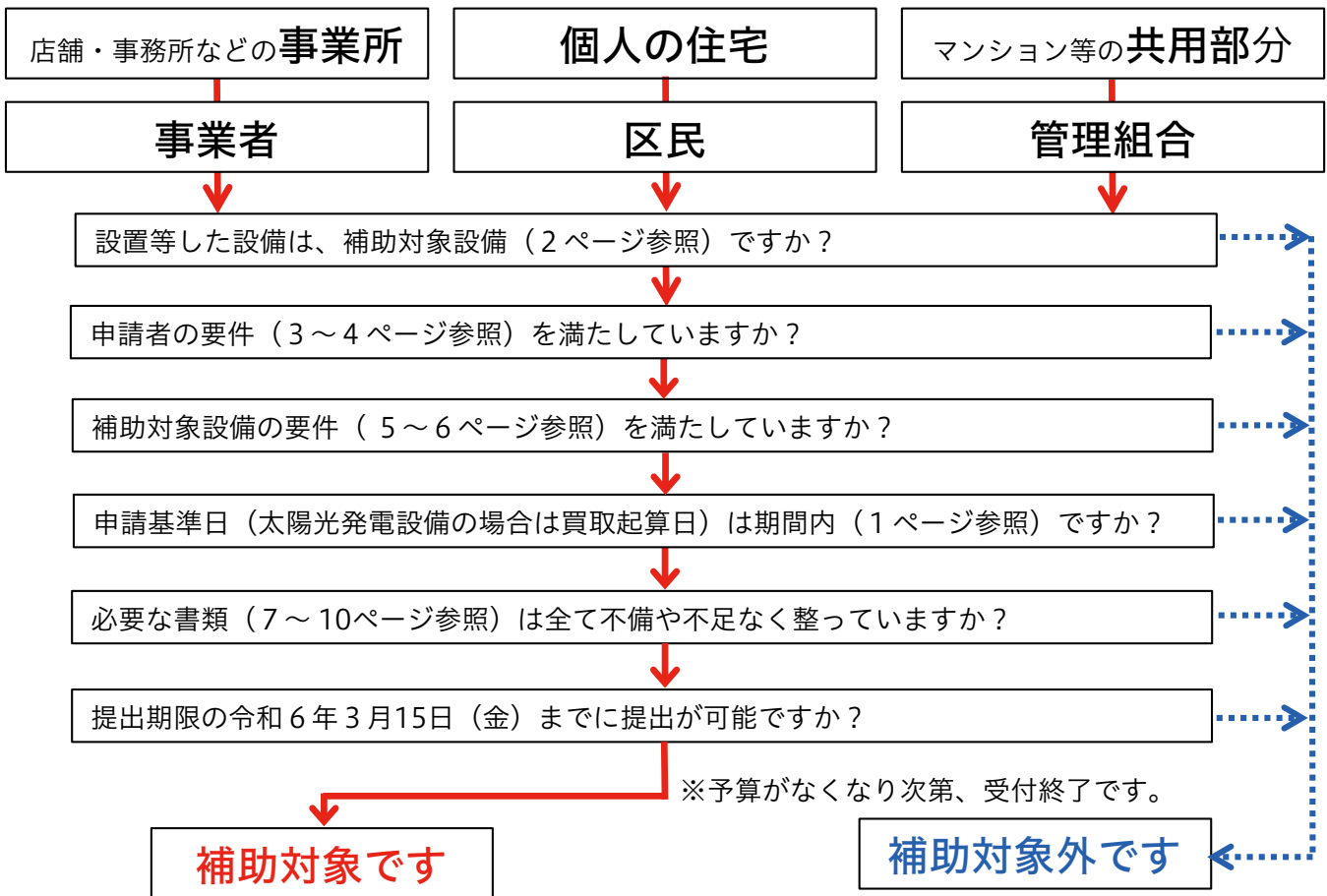
受付時間 8時30分から17時15分まで

なお、郵送の場合、投函から到着までお時間がかかりますので、ご注意ください。

## 【私は補助対象になりますか？】

設備を設置等したのはどこですか？

→ はい ... いいえ



## 2 補助要件の詳細

### 申請者の要件

#### 区民（自らが居住する区内の住宅に補助対象設備を設置等した場合）

##### 1 申請者

以下の(1)～(5)を全て満たしていること。

- (1) 区内に居住し、練馬区に住民登録があること。
- (2) 区税（住民税・軽自動車税）を滞納していないこと。
- (3) 補助対象経費を申請者自らが支払っていること。
- (4) 申請する補助対象設備と同一種別の設備で、過去に補助金の交付決定を受けたことがないこと。
- (5) 暴力団員および暴力団関係者に該当する者でないこと。

##### 2 補助対象設備を設置等した建築物

以下の(1)～(4)を全て満たしていること。

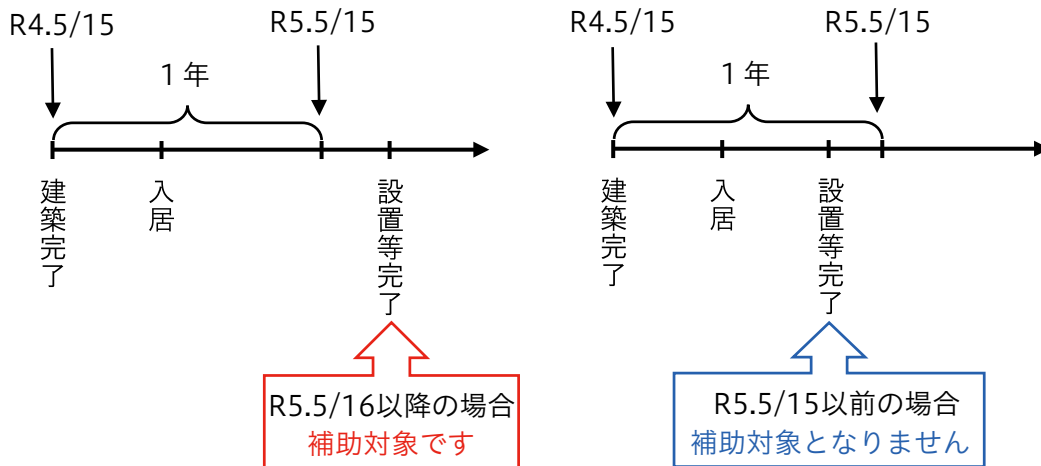
- (1) 所在地が練馬区内であり、申請時において申請者自らが現に居住していること。
- (2) 設置等完了日が当該建築物の建築完了日の翌年の同日以降であること。  
※ 4 ページの図「建築完了日と設置等完了日について」を参照
- (3) 申請者の単独所有でない場合は、所有者全員の同意を得ていること。
- (4) 過去に補助金の交付決定を受けた同一種別の補助対象設備がないこと。

##### 3 その他

居住の用に供する部分のみに使用するよう、補助対象設備の設置等を行っていること。

## 【建築完了日と設置等完了日について】

### ■ 建築完了日が令和4年5月15日の場合



## 事業者（自らが事業を営む区内の事業所に補助対象設備を設置等した場合）

### 1 申請者

以下の(1)~(5)を全て満たしていること。

- (1) 法人の場合は、本店または支店が区内に登記されており、従業員数20名以下であること。  
個人事業主の場合は、事業主が練馬区民（区内に居住し、練馬区に住民登録がある）であること。
- (2) 法人にあっては法人住民税を、個人事業主にあっては区税（住民税・軽自動車税）を滞納していないこと。
- (3) 補助対象経費を申請者自らが支払っていること。
- (4) 申請する補助対象設備と同一種別の設備で、過去に補助金の交付決定を受けたことがないこと。
- (5) 法人の代表者、役員もしくは使用人その他従業者もしくは構成員または個人事業主が暴力団員および暴力団関係者に該当する者でないこと。

### 2 補助対象設備を設置等した建築物

以下の(1)~(4)を全て満たしていること。

- (1) 所在地が練馬区内であり、申請時において申請者自らが現に事業を営んでいること。
- (2) 設置等完了日が当該建築物の建築完了日の翌年の同日以降であること。  
※ 上図「建築完了日と設置等完了日について」を参照
- (3) 申請者の単独所有でない場合は、所有者全員の同意を得ていること。
- (4) 過去に補助金の交付決定を受けた同一種別の補助対象設備がないこと。

### 3 その他

事業の用に供する部分のみに使用するよう、補助対象設備の設置等を行っていること。

## 管理組合（自らが管理している区内のマンション等の共用部分に補助対象設備を設置等した場合）

### 1 申請者

以下の(1)~(4)を全て満たしていること。

- (1) 区分所有建築物（マンション等）の管理組合であること。
- (2) 補助対象経費を申請者自らが支払っていること。
- (3) 申請する補助対象設備と同一種別の設備で、過去に補助金の交付決定を受けたことがないこと。
- (4) 管理組合の代表者、役員または構成員が暴力団員および暴力団関係者に該当する者でないこと。

### 2 補助対象設備を設置等した建築物

以下の(1)~(3)を全て満たしていること。

- (1) 所在地が練馬区内であること。
- (2) 設置等完了日が当該建築物の建築完了日の翌年の同日以降であること。  
※ 上図「建築完了日と設置等完了日について」を参照
- (3) 過去に補助金の交付決定を受けた同一種別の補助対象設備がないこと。

### 3 その他

以下の(1)~(2)を全て満たしていること。

- (1) 共用部分のみに使用するよう、補助対象設備の設置等を行っていること。
- (2) 補助対象設備の設置等について総会等で承認の議決を得ていること。



補助対象設備ごとの要件

既にこの補助金の交付決定を受けた設備と同一種別の設備および現在申請を行っている設備と同一種別の設備は、補助対象となりません。

また、補助対象設備がリース品や中古品の場合は、補助対象となりません。

補助対象設備の種類	補助対象設備の種類ごとの要件
<p><b>太陽光発電設備</b></p> <p>※ 太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電し、電力として供給するシステム</p> <p>※ 設置後、電力会社との電力供給契約に基づく系統連系を行うことが必要です。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 太陽電池の公称最大出力の合計値が1 kW以上であること。</li> <li>2 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）または国際電気標準会議（IEC）のIECEE—PV—FCS制度に加盟する海外認証機関による認証を受けたものであること。</li> <li>3 既存の太陽光発電設備への増設でないこと。</li> <li>4 既存または同時に設置した自然冷媒ヒートポンプ給湯器、蓄電システムおよびビークル・トゥ・ホームシステムのいずれか一つ以上の設備と連携していること。</li> </ol>
<p><b>自然冷媒ヒートポンプ給湯器【エコキュート】</b></p> <p>※ ヒートポンプ技術により空気中の熱を回収して給湯に使用する高効率給湯器のうち、冷媒として二酸化炭素を使用するもの</p>	<p>つぎのいずれかの要件を満たしていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 日本産業規格JIS C 9220評価に基づく性能表示がある機種においては、ふろ保温機能のある機種は、年間給湯保温効率（JIS）が2.7以上、ふろ保温機能のない機種は、年間給湯効率（JIS）が3.1以上であること。ただし、容量が240リットル未満の小容量タイプ（一体型を含む。）、多缶式タイプ（薄型2缶等）および多機能タイプの機器については、年間給湯保温効率（JIS）または年間給湯効率（JIS）が2.4以上であること。</li> <li>2 一般社団法人日本冷凍空調工業会のJRA4050規格に基づく年間給湯効率が3.1以上であること。ただし、特殊仕様（寒冷地・塩害地向け機種、薄型2缶タイプ、角型1缶タイプ、容量が200リットル以下の小容量タイプ、一体型タイプおよび多機能タイプ）については、年間給湯効率が2.7以上であること。</li> </ol>
<p><b>家庭用燃料電池システム【エネファーム】</b></p> <p>※ 都市ガス等の燃料と空気中の酸素との反応により発電し、発電時の排熱を給湯等に利用するシステム</p>	<p>国が実施する民生用燃料電池導入支援補助金における補助対象システムとして一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が指定したものであること。</p>
<p><b>蓄電システム</b></p> <p>※ 蓄電池、インバーター、コンバーター、パワーコンディショナー等の装置によって一体的に構成された、電気を蓄え必要に応じて使用するシステム</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国の戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業における補助事業の執行団体として選定された事業者が補助対象機器として登録されているものであること。</li> <li>2 既存または同時に設置した太陽光発電設備と連携していること。</li> <li>3 蓄電システムの機器費（本体）（消費税および地方消費税を除く。）が蓄電容量1 kWhあたり170,000円以下であること。</li> </ol> <div style="text-align: right;">  <p>補助対象製品一覧</p> </div>
<p><b>ビークル・トゥ・ホームシステム【V2H】</b></p> <p>※ 電気自動車等からの電力を、分電盤を通じて建築物の電力として使用するために必要な機能をもつシステム</p>	<p>国が実施する次世代自動車充電インフラ整備促進事業における補助事業の執行団体として選定された事業者が補助対象機器として認めたもののうち、電気自動車等からの電力を当該申請に係る建築物等の分電盤を通じて使用するために必要な機能を有するものであること。</p>

## 補助対象設備の種類

## 補助対象設備の種類ごとの要件

### LED化改修

※ 既存の蛍光灯、白熱電球、水銀灯を用いた照明（以下「蛍光灯等」という。）器具の全体を交換し、または一部を改修することにより、発光ダイオードを光源とする器具（以下「LED照明」という。）を光源とする照明にしたもの

- 1 既設の蛍光灯等照明器具全体をLED照明器具に交換すること、または既設の蛍光灯等照明の部品の一部を改修することで、LED照明の専用器具とすること（LED化改修に関する確認書により、安全性を確認できる場合に限る。）
- 2 LED化改修後の消費電力量が、交換前または改修前に比べ、機器ごとに減少していること。
- 3 設備等に係る費用（消費税および地方消費税を除く。）が10,000円以上であること。

### 改修窓（窓の断熱改修）

※ 既存単板ガラス窓について、内窓設置・外窓交換・ガラス交換のいずれかの工事により断熱性能を強化した窓



補助対象製品一覧  
((一社)環境共創イニシアチブ)



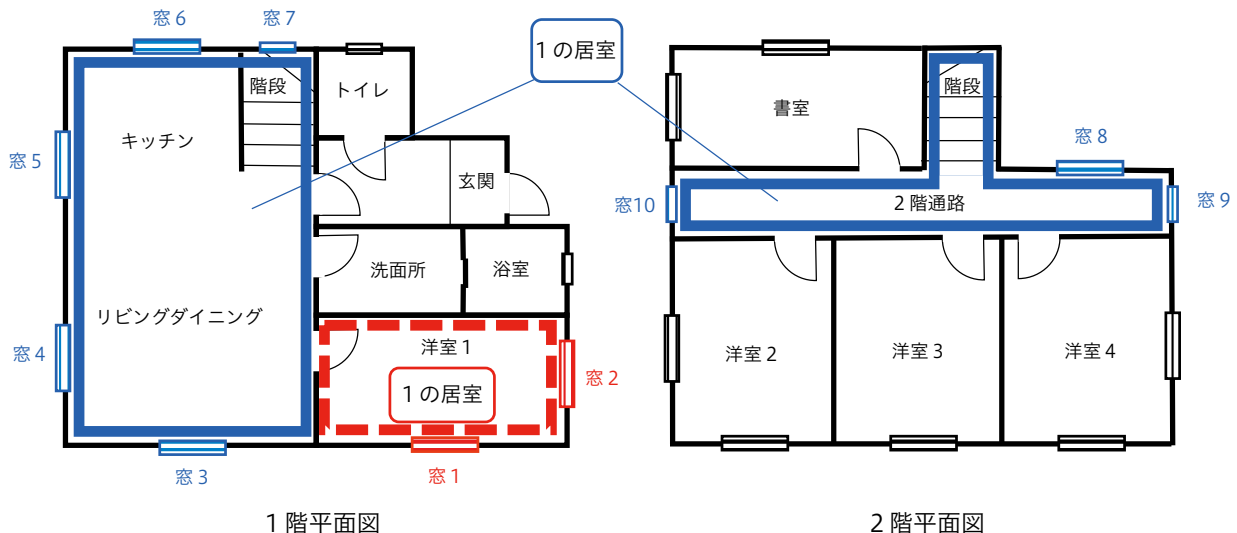
補助対象製品一覧  
(公財)北海道環境財団

- 1 既存単板ガラス窓について、つぎのいずれかの設置工事を実施していること。
  - (1) 内窓設置（既存窓の内側に新たに窓を設置）
  - (2) 外窓交換（既存窓を取り除き、新たに窓を設置）
  - (3) ガラス交換（既存窓に入ったガラスを交換）
 この場合において、設置等の工事を少なくとも**1の居室**（下図参照。建築物等が集合住宅の場合にあっては各住戸の1の居室とし、事業所にあっては1の事務室とする。以下同じ。）に設置されている全ての窓（換気小窓、300ミリメートル×200ミリメートル以下のガラスを用いた窓および換気を目的としたジャロジー窓等を除く。以下同じ。）について実施していること。
- 2 設置等に用いる窓およびガラスは、国の「住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費」または「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金に係る補助事業」の執行団体として選定された事業者による補助対象となる製品として登録されているものであること。
- 3 設備等に係る改修費用（消費税および地方消費税を除く。）が10,000円以上であること。

## 【「1の居室」とは?】

「1の居室」とは、部屋等が間仕切りやドア等で区切られている空間（室）です。

- 例1：洋室1における全ての窓（窓1・窓2）を改修する場合、洋室1（赤色の破線で囲んだ範囲）は「1の居室」を満たします。
- 例2：下図のように、リビングダイニングと階段および2階通路を仕切る固定されたドア等がなく、空間がつながっている間取りでは、その全体（下図の青線で囲んだ範囲）が「1の居室」となります。補助金の交付を受けるためには、リビングダイニングにおける窓3・窓4・窓5・窓6・窓7および2階の窓8・窓9・窓10を含めた改修が必要です。



## 3 申請に必要な書類

### 共通書類（必ず提出いただく書類）

- 1 【第1号様式】補助金交付申請書兼請求書（個人用）  
または【第2号様式】補助金交付申請書兼請求書（法人・団体用）  
※ 氏名を申請者本人が自署した場合、押印は不要です。  
申請書をパソコン等で作成し印字した場合や代筆の場合は押印が必要です。  
※ 法人の場合は代表者印の押印、管理組合の場合は理事長印の押印が必要です。
- 2 【第3号様式】補助金交付申請設備内訳書
- 3 領収書（コピー可）  
※ 宛名が申請者氏名と同一でフルネームが記載されていること  
※ 【第8号様式】領収書（写し）貼付け台紙に添付してご提出ください。  
※ 補助対象経費をクレジット払い、分割払いしている場合は、以下の「支払方法に応じて提出いただく書類」をご確認いただき、必要書類を領収書に代えて提出してください。
- 4 領収書内訳書またはこれに代わるもの（請求書または見積書のコピー）  
※ 領収書に補助対象設備の金額明細（設備機器代金および設置工事金額）が明記されていない場合は提出してください。  
※ 機器・設備によって補助対象と対象外に分かれる場合は、必ず添付してください。
- 5 【第9号様式】誓約書  
※ 法人の場合は代表者印の押印、管理組合の場合は理事長印の押印が必要です。
- 6 補助対象設備の形式・性能を示すもの（メーカーが発行する製品カタログ、製品仕様書、性能証明書等）
- 7 補助対象設備等の写真  
※ 全てフルカラーで鮮明な画像であることが必要です。型番等が不鮮明なものは不可です。
  - (1) 補助対象設備を設置等した建築物全体の外観の写真  
※ 1か所からの撮影では全体が写らない場合は、複数枚で全体が確認できること
  - (2) 補助対象設備の設置等状況が分かる全景写真  
※ 詳細は、補助対象設備の種類ごとに提出いただく書類（9～10ページを参照）をご覧ください。
  - (3) 補助対象設備の型式（型番・規格等）・製造番号の部分が確認できる写真  
※ 詳細は、補助対象設備の種類ごとに提出いただく書類（9～10ページを参照）をご覧ください。

### 【支払方法に応じて提出いただく書類】

- 1 クレジット払いの場合
  - (1) クレジットカード利用明細書（確定後のもの）のコピー
  - (2) 通帳の表紙のコピー  
※ 申請者氏名と口座番号が分かるもの
  - (3) 引き落とし箇所のコピー  
※ カード明細の代金と請求書の代金が一致していること
- 2 分割払いの場合
  - (1) 分割で支払った領収書  
※ 口座引き落としで領収書が発行されない場合は、(1)の代わりに以下の(2)、(3)が必要
  - (2) 通帳の表紙のコピー  
※ 申請者氏名と口座番号が分かるもの
  - (3) 引き落とし箇所のコピー



### 個人の住宅に補助対象設備を設置等した場合

つぎに当てはまる場合は、共通書類に加えて、それぞれに記載した書類の提出が必要です。

- 1 補助対象設備を設置等した建築物が申請者の単独所有でない場合（共有または他人が所有）
  - (1) 【第10号様式】 承諾書
    - ※ 申請者を除く、補助対象設備を設置等した建築物を所有する全員の承諾が必要です。
    - ※ 申請者および承諾者本人が自署した場合は、押印不要
  - (2) 管理組合発行の工事承認書（コピー）または設置が認められていることが分かる管理規約等
    - ※ 集合住宅（マンション等）の共用部分に設備を設置した場合
- 2 販売者、施工会社等が申請手続を代行する場合  
【第11号様式】 申請手続の代行に関する委任状
- 3 設置等完了日が、現住所に転入または転居した日の翌年の同日以降でない場合  
建築物の築年が確認できる書類（重要事項説明書などのコピー）

### 事業所（店舗・事務所など）に補助対象設備を設置等した場合

■ 共通書類に加えて、以下の書類の提出が必要です。

建築物の築年が確認できる書類（重要事項説明書などのコピー）

■ つぎに当てはまる場合は、共通書類に加えて、それぞれに記載した書類の提出が必要です。

- 1 個人事業主の場合  
補助対象設備を設置等した事業所で事業を営んでいることを証明する書類
  - ※ 設置した住所が確認できるもの
  - 例：青色申告決算書内訳、営業許可証等のコピーなど
- 2 法人事業者の場合
  - (1) 法人の登記事項証明書（コピー不可）
    - ※ 申請日前3か月以内に発行されたもの
  - (2) 法人住民税納税証明書（コピー不可）または法人住民税（均等割）の免除を受けたことが分かるもの
    - ※ 法人住民税納税証明書は、前年度のもの（納期限が到来していない場合は前々年度でも可）
- 3 補助対象設備を設置等した建築物が申請者の単独所有でない場合（共有または他人が所有）
  - (1) 【第10号様式】 承諾書
    - ※ 申請者を除く、補助対象設備を設置等した建築物を所有する全員の承諾が必要です。
    - ※ 申請者および承諾者本人が自署した場合は、押印不要
  - (2) 管理組合発行の工事承認書（コピー）または設置等が認められていることが分かる管理規約等
    - ※ 集合住宅（マンション等）の共用部分に補助対象設備を設置等した場合
- 4 販売者、施工会社等が申請手続を代行する場合  
【第11号様式】 申請手続の代行に関する委任状

### マンション等の共用部分に補助対象設備を設置等した場合

■ 共通書類に加えて、以下の書類の提出が必要です。

建築物の築年が確認できる書類（重要事項説明書などのコピー）

■ つぎに当てはまる場合は、共通書類に加えて、それぞれに記載した書類の提出が必要です。

- 1 管理規約（全ページのコピー）
- 2 補助対象設備の設置等について決議した総会の議事録もしくは決議書のコピーまたはこれに代わるもの
- 3 設置等の決議を行った時から申請までの間に理事長の交代があった場合  
現在の理事長が選出されたことを示す書類（総会の議事録などのコピー）
- 4 管理組合が法人格を有している場合  
法人の登記事項証明書（コピー不可）
  - ※ 申請日前3か月以内に発行されたもの
- 5 販売者、施工会社等が申請手続を代行する場合  
【第11号様式】 申請手続の代行に関する委任状

### 太陽光発電設備

- 1 【第4号様式】施工完了届
- 2 出力対比表  
太陽電池モジュールの製造番号と出力を記載したうえで、申請者名、作成者（発行者）名、公称最大出力数および作成日を記載したもの
- 3 経済産業省発行の再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（通知）のコピー
- 4 太陽電池モジュールの配置図  
※ 太陽電池モジュールの枚数および配置状況を記載したもの
- 5 「買取起算日」が確認できる書類  
専用Webサイト「購入実績お知らせサービス」に記載の「買取起算日」が確認できる画面を印刷したもの  
※ 発電者情報および申請者名・住所が記載されていること
- 6 単線結線図（施工業者等から入手してください）  
太陽光発電設備を設置した建築物全体について、太陽光発電設備と他の設備（エコキュート、蓄電システム、V2H）との接続状況が分かるもの（作成例は区公式HPをご確認ください）
- 7 他の設備（エコキュート、蓄電システム、V2H）を設置していることが分かるもの  
他の設備の保証書（コピー）と当該設備の外観写真
- 8 二世帯住宅において、太陽光発電設備の電力受給契約者が申請者と同居する別世帯の者である場合、電力受給契約者の住民票の写し（申請日前3か月以内のもので、マイナンバーの記載がないもの）
- 9 写真（7ページの共通書類7(2)の詳細）  
太陽電池モジュールの枚数が全て確認できる写真

### 自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）

- 1 写真（7ページの共通書類7(2)および(3)の詳細）
  - (1) 補助対象設備（貯湯ユニット、ヒートポンプユニット）の設置状況が分かる全景写真
  - (2) 貯湯ユニット部の型式・製造番号の部分が確認できる写真
- 2 メーカーが発行する保証書（コピー）  
氏名、住所、製品名、型番、製造番号、購入日（設置日、保証開始日）が記載されているもの

### 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

- 1 写真（7ページの共通書類7(2)および(3)の詳細）
  - (1) 補助対象設備の設置状況が分かる全景写真
  - (2) 燃料電池ユニット部の型式・製造番号の部分が確認できる写真
- 2 メーカーが発行する保証書（コピー）  
氏名、製品名、製造番号および設備引き渡し日が記載されているもの

### 蓄電システム

- 1 メーカーが発行する保証書（コピー）  
氏名、住所、製品名、型番、製造番号、購入日（設置日、保証開始日）が記載されているもの  
※ 諸事情により保証書の作成に時間がかかる場合に限り、事前に担当窓口にご相談ください。
- 2 単線結線図（施工業者等から入手してください）  
設置した建築物における蓄電システムと太陽光発電設備との接続状況が分かるもの（作成例は区公式HPをご確認ください）
- 3 太陽光発電設備を設置していることが分かる資料（購入実績お知らせサービス、購入電力量のお知らせ等）  
※ 太陽光発電設備を設置している住所が確認できるもの
- 4 補助対象設備の型式・性能を示したもの（7ページの共通書類6の詳細）  
※ 補助対象機器として登録された蓄電システムの構成機器が分かるものであること
- 5 領収書内訳書（7ページの共通書類4の追加）  
蓄電システムの機器費（本体）が分かるものであること
- 6 写真（7ページの共通書類7(3)の詳細）  
蓄電ユニットの型番・製造番号が確認できる写真

### ビークル・トゥ・ホームシステム（V2H）

- 1 写真（7ページの共通書類7(2)および(3)の再掲載）
  - (1) 補助対象設備の設置状況が分かる全景写真
  - (2) 補助対象設備の型式・製造番号の部分が確認できる写真
- 2 メーカーが発行する保証書（コピー）  
氏名、住所、製品名、型番、製造番号、購入日（設置日、保証開始日）が記載されているもの

## LED 化改修

- 1 【第4号様式】 施工完了届
- 2 【第5号様式】 LED化改修機材内訳表  
改修を行ったLEDについて、LED番号、型番、消費電力、本数ほか必要事項を記入したもの  
※ LED番号は平面図、写真、カタログに記載する番号と整合性をとって記入すること
- 3 【第6号様式】 LED化改修に関する安全性確認書
- 4 LED照明に改修を行った箇所を記した建築物の平面図（作成例は区公式HPをご参照ください。）
- 5 写真（7ページの共通書類7(2)および(3)の詳細）
  - (1) 改修前の設置状況が確認できる写真  
※ 全本数が確認できること
  - (2) 改修前の器具が蛍光灯、白熱電球、水銀灯であることが確認できる写真  
※ 器具本体の全体が写っているもの（カバー等は外して撮影すること）
  - (3) 改修前のランプの消費電力量が確認できる部分の拡大写真（カバー等は外して撮影すること）
  - (4) 改修後の設置状況が確認できる写真  
※ 全本数が確認できること
  - (5) 改修後の器具とランプの規格、製品番号等が確認できる写真（カバー等は外して撮影すること）  
※ 器具本体の全体が写っているもの  
※ 規格、製品番号等が確認できる部分の拡大写真

## 改修窓（窓の断熱改修）

- 1 【第4号様式】 施工完了届
- 2 【第7号様式】 窓改修資材内訳表  
改修を行った窓について、窓（ガラス）番号、型番、サイズほか必要事項を記入したもの  
※ 窓（ガラス）番号は平面図、写真、カタログに記載する番号との整合性をとって記入すること
- 3 建築物の平面図  
※ 改修を行った窓の箇所を記した建築物の平面図
- 4 写真（7ページの共通書類7(2)および(3)の詳細）
  - (1) 改修前の窓全体（一枚板ガラスであること）が確認できる写真  
※ カーテンやモノ等がなく窓全体がはっきり写っていること  
※ 内窓設置の場合は、室内から撮影した全景写真
  - (2) 改修後の窓全体が確認できる写真  
※ カーテンやモノ等がなく窓全体がはっきり写っていること
  - (3) 改修後の窓・ガラスの規格、製品番号等が確認できる写真  
例：納品時にガラスに貼付、添付された仕様書、ガラスの打刻部分、窓枠に貼付のメーカーシールなど

## 4 補助対象設備の導入メリット

### 太陽光発電設備

メリット  
1

毎月の光熱費が削減できます

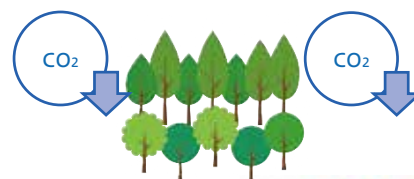
光熱費が、月々 7,800円、年間93,600円削減できます（売電収入含む）  
※ 毎月電気代 1万円程度の戸建住宅に 4kWを設置した場合



メリット  
2

CO<sub>2</sub>削減に貢献します

4kWの太陽光発電によるCO<sub>2</sub>削減量は  
スギ林2,000m<sup>3</sup>分（約200本分）の吸収量に相当します。



メリット  
3

停電時に電気が使えます

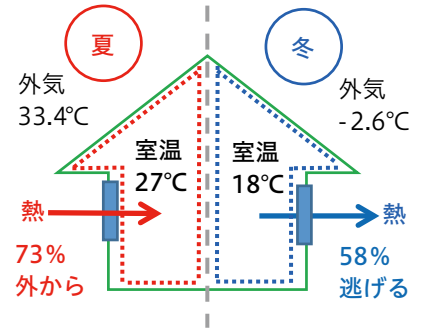
- 停電時にテレビやスマートフォンなどで情報収集・安否確認ができます。
- 蓄電池と組み合わせれば、より防災力が高まります。



## 改修窓（窓の断熱改修）

住宅の熱の大半は、右図のとおり窓を通して出入りします。

- 断熱効果、遮熱効果、防音効果が高まります。
- 外気温が伝わりにくくなるので、冷暖房費を削減できます。
- ヒートショック防止になります。
- 結露対策になります。



## エコキュート／エネファーム

- 高効率のため、光熱費を削減できます。
- CO<sub>2</sub>削減で環境にやさしく、温暖化防止に貢献できます。
- 災害時に役立ちます。  
エコキュートでは、貯湯タンク内の水を生活用水として使えます。  
エネファームでは、ガスが供給されていれば電気とお湯を供給することができます。

## 5 よくある質問

### Q 1 増設した太陽光発電設備は、補助対象ですか？

A 1 補助対象となるのは、新規に設置した太陽光発電設備のみです。既存設備への増設および既存パネルの交換・更新は補助対象外です。

### Q 2 二世帯住宅のそれぞれの世帯部分に設備を設置しましたが、補助金の交付対象となりますか？

A 2 補助要件（3～6ページを参照）ほかに、以下の条件を全て満たしていれば、それぞれの世帯が補助金の交付対象となります。

- ・世帯が別であること
- ・設置した設備の利用が、それぞれの世帯が使用する範囲の中だけであること（建築物内で設備を共用している場合は対象外となります。）
- ・補助対象経費の支払いは、それぞれ世帯に属する申請者が行っていること（どちらかの世帯がまとめて支払った場合は、支払った方の世帯のみが対象となります。）
- ・太陽光発電設備の場合は以上の条件に加えて、それぞれの世帯が個別に電力会社と電力受給契約に基づく系統連系を開始していること

### Q 3 異なる補助対象設備（例：エコキュートとV2Hなど）を設置しましたが、それぞれの設置日が異なりますが、一括して申請できますか？

A 3 設置等された設備の申請基準日が令和5年2月1日～令和6年1月31日の期間内にあれば、一括して申請できます。申請基準日が令和6年2月1日以降となる設備がある場合は、その設備は令和5年度補助の対象外です。

### Q 4 改修窓の申請に必要な平面図がない。手書きしたものでいいですか？

A 4 建築物の施工時の平面図が無ければ、定規等を使って自分で作図していただいたものを提出して構いません。その場合は、改修を行った窓が設置されている部屋の内部をパノラマ写真のように1周分写した写真を追加で添付してください。複数枚に分割されていてもかまいません。窓やドア等の位置について、作図内容との整合性を確認する際に使用します。

### Q 5 改修窓の申請で必要な登録型番とは何ですか？調べる方法は？

A 5 国の断熱改修補助事業で補助対象としての性能その他の要件を満たした製品として、メーカーが登録した製品の型番のことです。補助対象製品としての登録はメーカーが行っていますので、設置等した製品の登録型番は施工店、メーカーにご確認ください。また、登録製品は公表されていますので、国の補助制度のページからも検索・確認ができます。

最新の登録製品だけでなく、過去にこの制度で補助対象となっていた製品も区の補助対象製品として扱います。



## 6 併用可能な国・東京都の補助

### 国の補助制度

- 補助対象設備：蓄電システム、V2H、改修窓（窓の断熱改修）
- 申請者：区民、事業者、管理組合

#### 蓄電システム

- 環境省による戸建ZEH支援事業

問合せ先：一般社団法人 環境共創イニシアチブ（SII）ZEH事務局  
電話 03-5565-4030（通話料がかかります）  
受付時間 平日 10:00～17:00



#### ビークル・トゥ・ホームシステム（V2H）

- V2H充放電設備・外部給電器補助金

問合せ先：一般社団法人 次世代自動車振興センター  
電話 03-3548-9101（通話料がかかります）  
受付時間 9:15～12:00 13:00～17:00（土・日・祝除く）



#### 改修窓（窓の断熱改修）

- 先進的窓リノベ事業

問合せ先：先進的窓リノベ事業事務局  
電話 0570-200-594（IP電話等からは 045-330-1340）※通話料がかかります  
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝含む）



- こどもエコすまい支援事業

問合せ先：こどもエコすまい支援事業事務局  
電話 0570-200-594（IP電話等からは 045-330-1340）※通話料がかかります  
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝含む）



- 次世代省エネ建材の実証支援事業

問合せ先：一般社団法人 環境共創イニシアチブ（SII）次世代建材担当  
電話 03-5565-3110（通話料がかかります）  
受付時間 平日 10:00～17:00



- 既存住宅における断熱リフォーム支援事業

問合せ先：公益財団法人 北海道環境財団 補助事業部  
電話 011-206-1573（通話料がかかります）  
受付時間 平日 10:00～17:00



### 東京都の補助制度

- 補助対象設備：太陽光発電設備、エコキュート、エネファーム、蓄電システム、V2H、改修窓（窓の断熱化）
- 申請者：区民、事業者、管理組合



## 太陽光発電設備

### ■ 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業

問合せ先：クール・ネット東京（東京都地球温暖化防止活動推進センター）  
温暖化対策推進課創エネ支援チーム 太陽光担当  
電話 03-5990-5217  
受付時間 平日 9:00～17:00（祝祭日・年末年始を除く）



### ■ 住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業

初期費用ゼロで太陽光発電設備を導入

問合せ先：クール・ネット東京（東京都地球温暖化防止活動推進センター）  
建物脱炭素化支援チーム 住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業担当  
電話 03-5990-5269（通話料がかかります）  
受付時間 平日 9:00～17:00（12:00～13:00および祝祭日・年末年始を除く）



## エコキュート

### ■ 東京ゼロエミポイント（家庭のゼロエミッション行動推進事業）

問合せ先：クール・ネット東京（東京都地球温暖化防止活動推進センター）  
スマートエネルギー助成金担当ヘルプデスク  
電話 03-5990-5085（通話料がかかります）  
受付時間 平日 9:00～17:00（12:00～13:00を除く）



## エネファーム

### ■ 水素を利用したスマートエネルギーエリア形成推進事業

問合せ先：クール・ネット東京（東京都地球温暖化防止活動推進センター）  
スマートエネルギー都市推進担当ヘルプデスク  
電話 03-5990-5086（通話料がかかります）  
受付時間 平日 9:00～17:00（祝祭日・年末年始を除く）



## 蓄電システム

### ■ 家庭における蓄電池導入促進事業

問合せ先：クール・ネット東京（東京都地球温暖化防止活動推進センター）  
スマートエネルギー都市推進担当 蓄電池ヘルプデスク  
電話 03-6258-1510（通話料がかかります）  
受付時間 平日 9:00～17:00（祝祭日・年末年始を除く）



## ビークル・トゥ・ホームシステム（V2H）

### ■ 電気自動車等の普及促進事業（V2H）

問合せ先：クール・ネット東京（東京都地球温暖化防止活動推進センター）  
都市エネ促進チーム  
電話 050-3155-5646（通話料がかかります）  
受付時間 平日 9:00～17:00



## 改修窓（窓の断熱改修）

### ■ 既存住宅における省エネ改修促進事業（高断熱窓・ドア）

問合せ先：クール・ネット東京（東京都地球温暖化防止活動推進センター）  
創エネ支援チーム  
電話 03-5990-5066（通話料がかかります）  
受付時間 平日 9:00～17:00（12:00～13:00を除く）



## 7 申請の手続の流れ

### 申請者（代行者）

#### 設備の設置・改修の検討

- ・改修窓やLED化改修の申請は、改修前の写真が必要です。事前に10ページをご確認の上、ご用意ください。
- ・太陽光発電設備は、太陽電池モジュールの枚数が全て確認できる写真が必要です。施工時に撮影してください。

#### 設置・改修工事の完了

- ・設備の設置等により立地上または構造上の危険が生じないこと、近隣の迷惑にならないことを確認してください。
- ・申請書類は区公式ホームページまたは環境課で入手できます。
- ・申請必要書類チェックリストを参照し申請書類、写真、その他必要書類を準備します。（販売店、施工者が記入する必要がある書類もあります。）

#### 申請（書類提出）

窓口持参または郵送で提出してください。

申請書類一式を返却します。

郵送での返送を希望する場合は、郵送料および返信用封筒は申請者をご用意ください。  
不備・不足を解消後、申請書類を再度ご提出ください。

#### 決定通知の受領

#### 補助金の受領

### 練馬区

質問等必要な場合

#### 事前相談・お問い合わせ

お問合せ先（裏面に記載がございます。）

#### 申請書類の確認

書類の不備・不足について、審査

書類に  
不備がある場合

不備がない場合

## 受付

## 審査

1か月程度

補助金交付決定通知の発送

1か月程度

補助金の交付

申請書記載の口座に交付確定額を振込

お問合せ・申請書提出先

〒176-8501 練馬区豊玉北六丁目12番1号 練馬区役所本庁舎18階

練馬区 環境部 環境課 地球温暖化対策係 補助金担当

電話 03-5984-4706 受付時間 8時30分から17時15分まで

練馬区公式HP 練馬区カーボンニュートラル化設備設置等補助制度について  
[https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/shigoto/kankyo/hojo/subsidy\\_system\\_top.html](https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/shigoto/kankyo/hojo/subsidy_system_top.html)

